

「研究の意義を、もう一度 原点に立ち返って考える」



統括管理責任者(副学長)
平松 正行

研究とは「物事を学問的に調べて、真実を明らかにすること」。言い換えるなら、「今まで誰も知らなかったことを明らかにしていくこと」、「物事を詳しく調べたり、深く考えたりして、事実や真理などを明らかにすること」と辞書などに書いてあります。そのため、本来ならば、何の制約もなく純粋に研究だけをしているのであれば、研究の不正は起こりにくく、また、研究費の不正使用も起こらないと考えられます。しかし、業績を出し、公表していくためには、通常、予算(お金)が必要です。また、一部の研究者は、お金とは関係なく、功名心や、有名になりたいという承認欲求により、研究不正を行うかも知れません。科学的、論理的に証明された情報は、物事の正しい判断の根拠となり、逆に誤った情報が氾濫すると、フェイク情報がまかり通り、ファクトが分からなくなり、非常に危険な世の中になります。研究者は、通常、より真実に近いと思われる情報に一番近い位置にあり、真実を明らかにしていく責任を負っていると思います。そのための研究費は、主に学生からの学費等納付金や、何らかの形で税金が入った公的資金等を使っています。そのため、例えば個人の興味による研究をしても、その成果はいつか社会に還元されるべきで、そのために研究費を使わせて頂いているという意識が非常に大切です。つまり、助成金を獲得したら、(自分が稼いだのだから?)その研究者が好き勝手に使って良いということにならない訳で、特に公的研究費には適正なルールと管理が求められています。しかし、残念なことに、研究不正や研究費の不正使用は依然と発生し続けています。そのため、文部科学省は、令和3年2月に研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)を改正し、対応策として、ガバナンスの強化(不正根絶に向けた最高管理責任者(学長)のリーダーシップと役割の明確化)、意識改革(コンプライアンス教育・啓発活動による全構成員への不正防止意識の浸透)、不正防止システムの強化(監査機能の強化と不正を行える「機会」の根絶)を強化しました。その中で、統括管理責任者(研究担当副学長)には、不正を防止する組織風土を形成するための総合的な取組みのプロデュースをすることが求められています。

ではどうすれば、不正のない研究環境を構築できるか、上記のように、研究の意義を、もう一度原点に立ち返って考えてみることで、その上で、必要な倫理意識を研究者全員が共有し、研究費の意味を理解し行動することです。研究は、その進展状況によっては、当初の計画通りに進むとは限りませんし、予想し得なかった新たな知見が得られ、方向性が変わることも考えられます。会計制度の単年度主義ではあまり合理的ではないとの考え方から、科学研究費には、繰越明許費制度が導入され活用が進められています。海外では、会計年度を超えて研究費を使用できるようになっているところもあり、大学においても、研究の活性化、不正防止の観点からも、同様の制度について、検討が始まって良い時期かも知れません。まずは、各研究者が高い意識を持って、研究費を有効に活用し、より真実が見えてくる研究成果を上げられることを期待しています。

==ヒヤリ・ハット事例の紹介について==

今回は、研究費不正ではなく、研究活動上の不正行為におけるヒヤリ・ハットについて紹介します。

利用させていただいた教材は、研究公正に関するヒヤリ・ハット集(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)(※)です。今回紹介する事例の他にもたくさんの事例が紹介されておりますので、ぜひ原本の教材もご覧ください。

「研究を進めるにあたっては、実際に研究不正を行ってしまう人は少なく、何らかの理由のために不適切な研究行為をしてしまおうか悩みながら思いとどまった例や、周りの人にそれは不適切な行為だと指摘されて不正をせずに済んだ例の方がはるかに多いと考えられます。研究者の皆様にもそのような事例を紹介し、似たような境遇になった時に思いとどまれるようにするために、「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」を作成しました。」(ヒヤリ・ハット集掲載 HP の紹介文より抜粋)

事例の詳細	・博士課程4年目の学生Aは、論文を投稿したが、査読者からある実験の不備を指摘された。 ・C助教は、学生Aに、論文のリバイスに必要な実験をするように指示をした。 ・学生Aは一人で実験を行い、得られた結果をもとにグラフを作成したが、C助教が確認したところ、生データとグラフには大きな乖離があるなど不審な点があることが判明した。 ・C助教は学生Aに、リバイス原稿は投稿せず、論文投稿自体を取りやめることを指示した。
ヒヤリ・ハットの背景・要因	・学生Aは、論文が受理されるためには、査読者の指摘通りの結果が得られる必要があると考えてしまっていた。 ・指導教授であるB教授は、高圧的な態度で学生に接しており、学生Aは、リバイスした論文が受理されなければ修了できないと思い詰めていた。 ・学生Aの実験ノートについて、B教授が十分に確認していなかった。
回避できた要因及び背景	・学生AがC助教とディスカッションを行う機会を持ち、実験ノートの生データとグラフとを比較することとなったために、C助教が不審点を発見し、投稿論文を取り下げることができた。 ・指導的立場にあるはずのB教授が不当なプレッシャーをかけ続けたことが学生Aの誤った判断を誘発したが、複数の上位者が存在したことで、不正な論文投稿を回避することができた。
起こり得る研究不正等	・捏造・改ざんした結果に基づく論文を投稿することは、特定不正行為に該当する。 ・論文の結果の再現性がないことを他の研究者から指摘され、不正行為が発覚するとともに、信頼が失墜する。 ・不正の内容によっては、学生Aの学位取消処分につながるおそれがある。
予防策・対応策	・研究倫理教育を実施し、どのような行為が研究不正に該当するのか、そのことで社会や自身にどのような不利益が生じるのかを考えさせることで、公正な研究活動の重要性について啓発する。 ・特に学生に対しては、上位者が実験ノートと生データを定期的にチェックする仕組みを作る。 ・上位者は日ごろから相談しやすい環境づくりを行い、学生が孤立しないように努める。

注：メールマガジン掲載用に一部内容を変更し、掲載しています。

※https://www.amed.go.jp/kenkyu_kousei/kiyouzai_hiyarihatto.html